

京都市告示第 208 号

京都市私道の変更又は廃止の手続に関する条例第 3 条の規定に基づき、建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の道路の廃止の承認をいたしましたので、同条例第 4 条の規定に基づき告示します。

その関係図書は、都市計画局建築指導部建築指導課において、一般の縦覧に供します。

平成 23 年 7 月 29 日

京都市長 門川 大作

1 承認事項

| 指定番号 | 指定年月日 | 道路の幅員 | 道路の延長 | 道路の位置 | 道路廃止の申請者 |
|----------|-----------------|---------------|----------------|---|----------|
| 第 5867 号 | 平成 23. 6. 29 | メートル 5. 00 | メートル 35. 76 | 京都市右京区梅津北浦町 18 番 1, 18 番 2, 市道梅 津緯 20 号線の内 18 番 1 及び 18 番 2 の各地先 | 西田俊一 |

2 縦覧時間

京都市の休日を定める条例第 1 条に定める本市の休日を除く日の午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで（ただし、正午から午後 1 時までは除く。）

(都市計画局建築指導部建築指導課)